

<前回提示した主な検討課題及び主な御意見>

- ① 契約締結時において書面等により契約内容が必ずしも明示されていないこと、当初に合意される契約内容の曖昧さ等について、どのように考えるか。また、明示すべき契約内容について、どのように考えるか。

(主な御意見)

- 両者の間に著しい交渉力の格差がある場合、一方の当事者の保護及び無用な紛争の発生防止という観点等から、一定の事項についての書面交付を設けること等を考えて良いのではないか。
- 放送制作の特徴としては、就業時間、仕事内容等が不明確なまま関係性が始まり、続いていくということではないか。
- 業界の慣習の背景、合理性等を踏まえ、検討する必要があるのではないか。

- ② 番組の終了後に初めて報酬額を提示される旨の声、報酬額の決定主体が主に取引先と考えられる実態等を踏まえ、報酬額の決定や支払に当たって留意すべき事項等について、どのように考えるか。

(主な御意見)

- 特に報酬等については、基本的な枠組み(報酬の計算方法等)を示すことはできるのではないか。

- ③ その他、業務の性質上、就業時間や場所等を必ずしも自由に決められないこと等、放送制作現場における諸課題について、どのように考えるか。

(主な御意見)

- そもそも実態として労働者に当たる者については、労働関係法令をきちんと適用することが重要ではないか。

検討会における議論等を踏まえた当面の措置の方向性

- 実態として労働者性が認められるような者については、労働関係法令に照らし、引き続き、必要な保護を行うことが必要ではないか。
- 上記に該当しない就業者については、契約締結時における契約書の不存在、契約内容の曖昧さ、不明確な報酬額等の事例が見られることを踏まえ、契約条件の明示等を促すため、放送制作現場の特徴にも留意しつつ、契約締結に際して活用できるツールの作成、周知等を行うべきではないか。